

⑪ 処分庁の回答に対する反論書

(2025年4月にさいたま市審理員に提出したモノの本文を転載します)

審理員からの質問に対する処分庁の回答に対して、次の通り反論します。

(質問事項第1に対する回答について)

これまで、聴聞の時や審査請求での反論書、再反論書の中で、市の担当職員と話をすることで決まった形でやっていたので、市は当事業所の介護従業者(以下、介助者という)の資格状況を知っていたと主張し、そしてその証拠として2021年10月にあった車の助成金の件での市職員とのやり取りの文面を提出しているが、この主張に対して市から反論がなくこの内容に触れたことも全くない。

介助者の資格状況を知っていた上で、市が資格について指導や勧告もしてこなかったのは、黙認していたということである。そして、黙認していた状況にもかかわらず、介助者の資格がないことを理由として事業所の指定取消と介護給付費の返還請求という処分を行ったことは、信義則に反し、処分の妥当性が問われる。

市は介助者の資格状況を知っていたという私たちの主張に対して、明確な回答を求めます。

また、当事業所に対して指定取消と返還請求の処分を行ったとマス

コミ発表した際に、市は厚労省への通報とその後2023年2月に行った運営指導(実地指導)によって状況を知ったとしているが、この説明に対して私たちは大きく憤慨した。

証拠として提出した車の助成金でのやり取りでわかるように、すでに介助者の資格状況を知っていたにもかかわらず、そのことを公表せず、市は知らなかった、当事業所が勝手に無資格でやっていたと捉えられるような説明をしたのは、なぜなのか。

これについても、その理由の説明を求めます。

審査請求書、反論書、再反論書において、当時の担当職員に聞き取り調査を行ってください、そしてその調査結果を教えてくださいと伝えているにもかかわらず、これに対しても市は全く回答していない。

再反論書で、2021年10月にあった車の助成金の件での市職員とのやり取りの文面を証拠として出し、「このやり取りの事実を審査請求において重要な意味を持つものであり、記録の中に名前が出てくるオオハマさんや当時の職員に聞き取りや部署内でどういった話があったのか等の調査を行い、その内容を回答していただきたい。」と私たちが主張しているにもかかわらず、その後の市の再々弁明書で弁明や回答がされていない。

職員への聞き取り調査等ができていないのに調査をしない、これについて回答もしないというのは、介助者の資格状況を知っていた、そ

して黙認をしていたというこちらの主張を認めているとも捉えられる。

加えて、これは指定取消、返還請求という処分の妥当性が問われる重要な内容であり、私たちの主張を否定する証拠を出さないのであれば、私たちの主張が認められるべきである。

また、こちらの主張を肯定してしまふような証拠を出さない、回答をしない、調査をしないという市の姿勢は、市民の信頼を裏切る行為であることを付け加えておく。

今回の回答で市が証拠として提出している2023(令和5)年2月の運営指導(実地指導)の実地指導記録について、疑念が生じる。

実地指導で来た市の職員は、報告書を作成してその内容をもとに部署内で対応を検討するということだったので、この実地指導の報告書について「今までの交渉内容を含めて伝えてくれ」と私たちが伝えているにもかかわらず、これまでの市との話し合いの内容について書かれていない。

これまで市と話し合いをしてやってきていると私たちが言っているわけですから、市の中でもその内容を確認することが重要であって、この時点でそれまでの担当職員から話を聞いて事実を確認することはできたはずなのに、それをしないで、市の立場に沿った一方的な内容の報告になっている。

そして、その後この報告書をもとに指定取消と返還請求という処分を動いていったということもあり、厚労省への通報があって実地指導を行った時点で、処分を行うことありきで部署内で話が進んでいたのではないかと、疑念を生じさせる報告内容である。

(質問事項第2の質問内容に絡んで、みなし資格について)

再反論書の「事業所の指定取消や介護給付費の返還請求という処分の要因となったのはこの介助者の資格のことであり、あらためてこのみなし資格について確認をしたい。

国が定めているみなし資格の要件は、2006年3月31日時点で経験の有する者となっている。となると、2006年10月1日以降について市の裁量でやるとしたみなし資格は、国の法律から外れていることになる。」という私たちの主張に対して、再々弁明書での市の回答は、書面等の明確な証拠に基づいたものになっていない。

そこで、再度確認をする。国が定めているみなし資格の要件は、2006(平成18)年3月31日時点で経験を有する者となっている。これは、今回の回答と合わせて証拠と出された庁第28号証「資格確認依頼書文・調書」にも記載されているが、みなし資格をこの要件とする、2006年10月1日以降について市の裁量でやるとしたみなし資格は、この国のみなし資格から外れていることになる。

2006年4月1日以降に当事業所の介助者となった人も含めて、市との話し合いの後、同年10月、2007年4月、2008年3月にみなし資格の申請書を市に出したと思われる書類のデータが残っている。

国が定めるみなし資格は2006年3月31日時点で経験を有する者であり、この2006年10月以降の市の裁量でやるとしたみなし資格は、国が定めるとの資格に当てはまるものだったのか、教えてくだ

さい。そしてまた、その証拠となる書面を出してください。

また、2006年10月以降のみなし資格について、市が認めた資格としてこの資格確認調書の中に記載されていないのは、なぜなのか。その理由を教えてください。

市の裁量でみなし資格でやるとした2006年10月以降、この時点から市が介助者の資格について黙認をしていたという疑念を生じさせる内容であり、市の裁量でやるとしたみなし資格が国の定めるみなし資格に含まれないのであれば、何の資格、何の法律を根拠として、この間の介護給付費を当事業所に支払っていたのか、明確に教えてください。

最後に。

再反論書の証拠として提出した車の助成金でのやりとりからも、市が介助者の資格について黙認していたことは明らかである。その上で、事業所の指定取消と介護給付費の返還請求という処分を行ったのは、信義則に反している。

これまでの担当職員に話を聞き、市の中でどこまで調査をし、事実確認を行ったのか。私たちは市と話し合った結果をもとに介助派遣システムを行ってきたと主張しています。その主張を肯定をする、あるいは否定するための市の中で調査や事実確認をせずに処分を行う、この審査請求についても進めていくということとは、処分の妥当性が問われるものであり、行政という権利の濫用に当たる。

事実をはっきりさせてください。その上で、処分が必要であれば処分を行ってください。